

令和 8 年度

奈良市都祁体育館遮光設備修繕

奈良市

都祁行政センター地域振興課

令和8年度 奈良市都祁体育館遮光設備修繕 仕様書

第1条 総則

本仕様書は、奈良市（以下「本市」という。）が発注する奈良市都祁体育館遮光設備修繕に適用する。本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、施設の持つ性能及び安全を維持することを目的とする。

第2条 実施場所

奈良市都祁体育館 奈良市都祁白石町1161番地

第3条 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

ただし、履行場所において作業着手後は、原則として2週間以内に本業務を完了させること。また、履行場所における作業時期は、施設利用の有無を確認し、本市と協議のうえ決定すること。

第4条 業務内容

本業務の範囲は以下のとおりとし、施工箇所については別紙図面に従うこと。

1. 遮光フィルム貼付に先立ち、対象となる窓ガラス、窓枠及びサッシ等の清掃を徹底すること。
2. 既設の遮光設備（暗幕カーテン4枚）を撤去すること。なお、カーテンレールは原則として現状のまま残置とするが、施工に支障がある場合は本市と協議の上、受注者の費用負担により取り外しを行うこと。
3. 遮光フィルムの貼付にあたっては、着手前に承認図（納入仕様書）を提出し、本市の承認を得た後施工すること。その際は、ヨレ、剥がれ、気泡等が発生しないよう適切に施工すること。
4. 本業務に伴い発生した産業廃棄物（撤去した暗幕等を含む）は、関係法令に基づき受注者の責任において適正に運搬・処分すること。

第5条 材料仕様

1. 使用する遮光フィルムは、以下の製品または同等品とする。
 - ・サンゲツ製 遮熱フィルム パーフェクトブラック（品番：GF1413）
2. 同等品を使用する場合は、あらかじめ仕様詳細及びJIS A 5759規格品であることが確認できる書類（カタログ・試験成績書等）を入札参加申請時に提出し、本市の承認を得ること。

第6条 施工上の留意事項

1. 本業務の遂行に必要な工具、清掃用具、高所作業に伴う足場・脚立等の設置費用、及び養生費用は全て受注者の負担とする。
2. 作業中は安全に十分配慮し、室内の汚損を防止するための養生等を講じること。特に体育館床面については、移動式足場や脚立等の使用による傷・汚損を防止するため、適切な養生材を用いて確実に保護すること。また、作業現場その他危険な場所には、仮棚、仮橋等の保安上必要な処置を講じること。その際は、受注者の費用負担により実施すること。万一、破損・汚損等が生じた場合においても受注者の費用負担により現状復旧すること。
3. 本施設は開館しながらの施工となるため、利用者及び職員の安全を最優先に考え、必要な保安措置を講じること。
4. 履行場所において一切の火気取り扱いを禁止する。

第7条 現地確認

本業務の入札に参加しようとする者のうち、現地確認を希望する者は、あらかじめ本市係員の立会のもと、現地確認を行うことができる。ただし、入札公告日から令和8年11月6日までの間に、都祁行政センター地域振興課へ希望日時を連絡し、調整の上、実施するものとする。また、現地確認に要する経費は、すべて現地確認を希望する者の負担とする。

第8条 業務時間および調整

1. 業務時間は、原則として祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。
2. 施工実施日、施工順序等について、契約締結後に速やかに本市係員と打合せを実施し協議の上、工程表を作成し提出すること。

第9条 提出図書

受注者は、以下の図書各1部を本市へ提出すること。

1. 着手前提出図書
 - ・ 着手届
 - ・ 現場主任技術者経歴書
 - ・ 承認図（納入仕様書）
 - ・ 工程表
 - ・ 消費税に関する事業者届出書
2. 完了後
 - ・ 完了届
 - ・ 作業写真（施工前・施工中・施工後）

※完成時の写真は、場所の明細を明記し重点的に撮影すること。

3. 随時

- ・その他本市が指示する図書

第10条 検査・保証・賠償

1. 修繕完了後、本市が行う検査の合格をもって完了とする。
2. 保証期間は、完了検査後1年間とする。この間に施工上の不備、その他の事故が生じた場合、受注者はただちに点検調整の上、本市の指定する期間までに無償で修繕を行わなければならない。
3. 本業務の履行にあたり、本市または第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する場合を除き、受注者の責任において速やかに原状復旧または賠償を行うこと。
4. 受注者は、本業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちに発注者及び所管警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講じること。

第11条 現場就業規則

1. 現場主任技術者は、本業務の遂行に必要かつ十分な技術的専門知識と実務経験を有する者を選任し、施工の指揮をとらなくてはならない。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務にあたることとする。
2. 施工上、受注者が業務時間の伸縮、休日に作業する必要がある場合は、あらかじめ本市と協議すること。

第12条 事故防止及び処置

1. 受注者は、作業員の安全衛生に関する管理について関係法令に従って業務を行うこと。万が一、受注者の不注意その他の原因により作業員に事故が発生した場合は受注者側の責任とする。

第13条 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項や現場の納まり、取り合わせ等で軽微な変更をする場合については、速やかに本市係員と協議し、その指示に従うものとする。